

5 基本施策の推進

人権の基本理念に基づき県が推進すべき基本施策を、

- (1) 人権が尊重される条件づくり、つまり人権意識高揚のための教育・啓発に関わるもの
- (2) 人権が侵害された場合の救済、具体的には被害者の相談・支援体制に関わるもの

に分けて示します。

(1) 人権意識の高揚－教育・啓発

人権意識高揚のための教育・啓発活動については、家庭、学校、地域社会における人権教育および人権啓発を以下のとおり推進します。

(人権教育)

①家庭教育

乳幼児期における家庭環境を充実することは、成長後に他人の生命を大切にし、人権を尊重できる人格を形成する上できわめて重要です。

しかし、少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化が進み、地域社会の連帯意識が弱体化しつつある現状においては、乳幼児を育てる保護者が親族や近隣の人たちからアドバイスを受けることが困難になっています。また、男女が共同して子育てに当たる諸条件が十分でない中で、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が十分に発揮されていない状況があります。なお、このような状況は、乳幼児期に限ったことではなく、就学後についても同様です。

したがって、このような家庭の教育機能の低下を補充し、それを強化する社会的な取り組みを一層充実することが必要です。県としても、家庭の孤立化を防ぎ、男女が共同して子育てに当たる条件を整備するために、子育てに関する学習機会や情報の提供、地域社会において、また保護者同士で情報交換を行える場の設置等、積極的に支援体制の強化を図ります。

②学校教育

児童生徒の人権意識の高揚を図るため、個々の児童生徒の自尊感情を高める

とともに、他者を尊重しお互いの違いを認め合う、つまり自立と共生の意識を深め、発展させる教育を推進します。

また、人権に関する知識と並んで人権に対する感性を磨くことも重要であり、そのため学校教育の中に高齢者、障害者、外国人などと交流する体験学習の機会を取り入れます。

さらに、これらの教育を推進するに当たって、個々の生徒の自主性を尊重し、自発的な取り組みを奨励するために参加型学習を促進します。

③社会教育

地域社会が弱体化しつつある現状にあつて、人権教育の場としての地域社会の役割を再検討し、必要に応じて、その活動の支援・促進に努めます。また、生涯学習の基礎として人権教育を位置づけ、多様な学習機会の充実等学習環境づくりを進めます。

(人権啓発)

人権啓発のための活動は、これまでも様々な場で行われてきました。地域社会のほかに、県内の企業や各種団体、NPO^{※3}等の中にも人権啓発に取り組んでいるものがあり、県として、これらの啓発活動がより充実したものとなるよう、教材や講師に関する情報提供等の支援を行います。また、県自体も、いろいろな形で人権啓発に取り組んできており、今後ともその充実に努めます。

そして、県が人権啓発活動を支援し、自らこれに取り組む場合には、次の諸点に留意します。

まず、啓発に当たっては、人権が県民すべての日常生活に不可欠な自分自身に関わる権利であり、すべての個人が差別なく尊重され、お互いが他者の個性を尊重し多様性の中で共生すべきであり、人権が尊重される社会を形成することはすべての個人の義務でもある、という認識を深めることを目指します。

また、啓発は、他者の身になって人権を考える態度を養うこと、つまり、子どもや高齢者あるいは障害のある人などの立場に立って、それぞれ相手の感じ方、考え方を思いやる態度を身につけることを目指します。そうした意識を身につけ、それに基づいて行動する態度を自分のものとすることを人権啓発活動の目標とします。

さらに、どのような啓発も、結局は県民一人ひとりの人権意識高揚を目指します。県民がお互いを思いやれるようになることは、みんなが暮らしやすい滋賀県をつくることにつながり、結果として、県民一人ひとりがその恩恵を受け

ることになります。県民一人ひとりの人権意識の高揚こそが、一人ひとりの自発的な行動を促し、人権が尊重される社会の実現につながるという認識のもとに推進します。

(2) 人権侵害に対する救済・相談・支援体制の充実

被害者の法的救済や加害者の処罰は法務省や裁判所など国の機関の専管事項であり、県が実施可能な救済手段として、相談・支援に取り組む必要があります。そこで、県としては、このような機関との連携を図るとともに、以下の点に留意して、相談・支援体制の充実を図ります。

第一に、人権を侵害された、またはされている個人が、安心してかつ容易に利用できる相談・支援体制を目指します。すなわち、利用者のプライバシーを保護し、不安を取り除き、地理的にも利用しやすいものとするのが肝要です。そのため、相談に関する秘密を保持することはもちろん、周囲を気にせずに相談できるよう、相談場所についても配慮します。また、地理的に利用可能なものとするために、国や市町村の機関との連携・協力を図ります。

第二に、利用者が信頼できる相談・支援体制を目指します。相談・支援の対象となる人権侵害が多様であることから、総合性・一般性に富んだ相談・支援の窓口の整備に努めます。他方で、利用者の中には一般的な指導・助言を求めるだけでなく、専門的なガイダンスを必要とする個人も含まれることから、個別の問題についてより専門的に対応できる窓口の充実を図ります。

第三に、利用者が納得できる結果を出せるような、効果的な相談・支援体制を目指します。すべての相談・支援窓口があらゆる専門性を備えているとは限らず、利用者の要望に即座に対応することは不可能かもしれません。しかし、利用者が少なくとも納得できる結果を出すために、窓口相互間のネットワークの確立に努め、適切な窓口を紹介できる体制をつくります。また、紹介した窓口が利用者の要望にどのように対応し、それがどのような結果につながったかをフォローアップするように努めます。

第四に、相談・支援体制の存在、つまりどこにどのような窓口があるかが、県民に広く知られていることが必要であり、相談窓口のPRに努めます。

第五に、相談・支援等を行うNPO等と連携・協力することが必要です。利

用者の立場に立って対応できることや、ノウハウを持っているという面でも、NPO等の果たす役割は重要であり、これら民間の窓口と連携・協力するとともに、必要に応じて支援を行います。

以上のような基本施策を総合的・体系的に推進するためには、基本施策に関する情報収集や研究等を行うことが必要であり、そのような場の整備について検討します。

用語の解説

※3 NPO

民間非営利組織（団体）。本来は、公益法人や共益団体も含む幅広い概念であるが、わが国では市民活動を中心とした団体として捉えることが多く、目的達成に重点を置いた営利を目的としない公益的な団体である。行政や企業とともに、これからの社会を支えていくものとして大きな期待が寄せられている。

なお、類似の言葉で「NGO」があるが、これはもともと国連憲章の中で使われている言葉で非政府組織と訳される。通常国連では「NGO」に営利企業を入れないので、基本的には「NPO」と同じである。